

公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団  
役員及び評議員の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第 1 条 この規程は、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団（以下「本財団」という。）定款第 13 条及び第 27 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、本財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する通勤手当、交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 本財団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給しない。ただし、常勤理事の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

2 常勤理事に報酬を支給する場合は、月額 30 万円とし、毎月末日に、口座振込みにより支給する。

3 常勤理事の退職に当たっては、退職慰労金を支給しない。

(費用)

第 4 条 本財団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤理事には、通勤手当を支給することができる。その計算方法は別に定める。

(公表)

第 5 条 本財団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第 6 条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第 7 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人静岡新聞・静岡放送文化福祉事業団の設立の登記の日から施行する。